

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 「重点交付金」Q&A（第3版／令和5年3月29日）

- 本Q&Aは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金（以下「重点交付金」という。）の取扱を明確にするため、令和4年9月14日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金」の取扱について」の内容を補足するQ&Aです。
- 第2版から内容に変更のあったQ&Aは、見出し冒頭に「★」を付すとともに、変更箇所にアンダーラインを付しています。

### 目次

1 全般について.....	4
1-1 重点交付金の創設の趣旨は何か。.....	4
1-2 ★重点交付金の交付対象事業は、どのような事業か。.....	4
1-3 重点交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。.....	4
1-4 重点交付金を新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等に活用することは可能か。.....	5
1-5 ★私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。.....	5
1-6 運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。.....	5
1-7 地方公共団における庁舎等の光熱費（高騰相当分）に重点交付金を活用することは可能か。.....	6
1-8 ★「直接住民の用に供する施設」とは、具体的に何か。.....	6
1-9 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費について、重点交付金を充当することは可能か。.....	6
1-10 ★生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組むNPO法人等への支援に重点交付金を活用することは可能か。.....	7

1-1-1	低所得世帯等を対象として給付金を支給する事業を実施するに 当たり、特定公的給付の指定を受けることは可能か。 .....	7
1-1-2	省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような 製品を支援対象とすることが良いか。 .....	7
1-1-3	「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。 .....	7
1-1-4	重点交付金において事務費も対象となるのか。 .....	8
1-1-5	★重点交付金は、いつからいつまでに実施される事業が対象か。 .....	8
1-1-6	既に提出した令和5年度実施計画で通常交付金を活用すること としていた事業のうち、重点交付金を活用できる事業について、第2 回以降の提出の際に修正しても良いか。 .....	8
1-1-7	★冬頃に予定されている実施計画の提出の際に、重点交付金の対 象となる事業を新規に記載することは可能か。 .....	8
1-1-8	実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。 .....	9
1-1-9	★令和5年度実施計画に記載した重点交付金を財源とする事業 について、令和6年度への繰越しは可能か。 .....	9
2	低所得世帯支援枠について .....	10
2-1	★交付限度額の考え方及び留意事項如何。 .....	10
2-2	★支援した世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数の確 認方法如何。 .....	10
2-3	★低所得世帯への支援の方法は現金給付に限られるか。 .....	10
2-4	★低所得世帯の中でも、各世帯の人数や収入・所得によって給付額 に差を設けることは可能か。 .....	11
2-5	★地域の実情に応じて、住民税非課税世帯以外の低所得世帯を支援 対象とすることは可能か。 .....	11
2-6	★支援対象に非課税世帯以外も含めた場合、支援世帯数に 30,000 円を乗じた額が交付限度額となるのか。 .....	11
2-7	★令和4年度分の非課税世帯を支援することは可能か。 .....	11
2-8	★支援対象に非課税世帯以外も含める場合、どのような世帯を含め ることを想定しているのか。 .....	12
2-9	★実施計画の事業概要欄には、どのように記載すれば良いか。 .	12
2-10	★低所得世帯支援を行うに当たり、事務費が配分された交付限度 額を超える場合、不足分は手当されるのか。 .....	12
2-11	★追加の交付限度額通知はいつ頃を予定しているか。 .....	12
2-12	★12月までに事業を完了させておく必要があるのか。 .....	13

2-13 ★低所得世帯を支援するに当たり、特定公的給付の指定を受ける ことは可能か。 .....	13
-----------------------------------------------------	----

# 1 全般について

## 1-1 重点交付金の創設の趣旨は何か。

重点交付金は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用されるよう、臨時交付金の中に創設されたものです。

## 1-2 ★重点交付金の交付対象事業は、どのような事業か。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及び事業（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業を含む。以下同じ。）としている。具体的には、

- ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
- ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
- ③消費下支え等を通じた生活者支援
- ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
- ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
- ⑥農林水産業における物価高騰対策支援
- ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
- ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

を推奨事業としており、いずれかに該当する地方単独事業を交付対象事業としている。

なお、各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も交付対象と認めている。実施計画への記載に当たっては、推奨事業メニューに該当しない事業の必要性を、例えば、地域の特殊事情等を踏まえ記入されたい。

## 1-3 重点交付金を推奨事業以外の事業に活用することは可能か。

重点交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくこと

が大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応として更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請することが可能となっている。

なお、その場合でも、重点交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的に及び事業を交付対象事業としている。

#### 1-4 重点交付金を新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等に活用することは可能か。

重点交付金は、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるよう、国として、効果的と考えられる推奨事業メニューを示し、地方公共団体の取組を後押しすることとしていることから、基本的にはその趣旨に則って、活用いただくことが大前提である。

その上で、地方公共団体が、国が示した推奨事業メニューよりも物価高騰対応として更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請することが可能となっている。

なお、その場合でも、重点交付金による支援の効果が生活者や事業者に直接的に及び事業を交付対象事業としている。

#### 1-5 ★私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及び事業としている。そのため、私立学校における光熱費（高騰相当分）への支援に重点交付金を活用することは可能である。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」を選択されたい。

#### 1-6 運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に、重点交付金を活用することは可能か。また、実施計画の提出に当たり、どの推奨事業メニューに該当するとすれば良いか。

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、運送業の事業者に対する燃料費高騰分への支援に重点交付金を活用することは可能である。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑧地域公共交通や地域観光事業者等に対する支援」を選択されたい。

**1-7 地方公共団における庁舎等の光熱費（高騰相当分）に重点交付金を活用することは可能か。**

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、地方公共団体における庁舎等の光熱費（高騰相当分）に、重点交付金を活用することはできない。

**1-8 ★「直接住民の用に供する施設」とは、具体的に何か。**

原則、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために設ける施設）をいう。例えば、施設利用者が利用料金を払って利用する施設（例えば、運動施設、美術館等）を想定している。また、学校、図書館、公民館等も含む。

そのため、地方公共団体が事務を執行するための庁舎、研究施設等は、これに当たらない。

実施計画に事業を記載するに当たっては、推奨事業メニューの「⑨推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられる支援」を選択されたい。

**1-9 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた事業者を支援するために、地方公共団体から当該事業者への工事委託費や地方公共団体による当該事業者からの物品購入費について、重点交付金を充当することは可能か。**

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業と

しており、事業者への委託費や事業者からの物品購入費は、地方公共団体が当該事業者から何らかの財やサービスを受け取る際の「対価」として支払うものであり、これに該当しないことから、原則として認められない。

**1-10 ★生活困窮者の食事支援や自立支援などに取り組むNPO法人等への支援に重点交付金を活用することは可能か。**

重点交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業としている。そのため、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶのであれば、重点交付金を活用することは可能である。

具体的には、こども食堂やフードバンクを運営する団体を支援し、安定的な運営の維持を図ることで、物価高騰の影響を受けた世帯の負担を軽減する事業等が考えられる。

**1-11 低所得世帯等を対象として給付金を支給する事業を実施するに当たり、特定公的給付の指定を受けることは可能か。**

特定公的給付の指定については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業における給付金に対する特定公的給付の指定について」（令和5年3月29日付け内閣府地方創生推進室・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ事務連絡）を参照されたい。

**1-12 省エネ家電への買い換え支援を検討するに当たって、どのような製品を支援対象とすることが良いか。**

資源エネルギー庁省エネルギー課において、省エネ法に基づき、小売事業者表示制度を運用しているため、必要に応じて、資源エネルギー庁省エネルギー課（03-3501-9726）までお問い合わせいただきたい。

**1-13 「事業者」の範囲としては、どのような者が含まれるか。**

何らかの業を営む個人又は法人等が対象となり、法人については法人形態を

問わず幅広く対象となりうる。

**1-14 重点交付金において事務費も対象となるのか。**

重点交付金の交付対象事業に付随する事務費に活用することは可能である。

**1-15 ★重点交付金は、いつからいつまでに実施される事業が対象か。**

「重点交付金」を財源とし、令和5年度実施計画に記載可能な事業は、  
・ 地方公共団体の令和5年度予算に計上され、実施される事業  
・ 地方公共団体の令和5年度予算に計上された予備費により実施される事業  
のいずれかに該当する事業である。

なお、地方公共団体の令和4年度予算に計上され実施される事業及び地方公共団体の令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業について、原則、令和5年度に繰り越される場合で既に提出した令和4年度実施計画に当該事業を記載していない場合に限り、令和5年度実施計画に記載することを認めます。

**1-16 既に提出した令和5年度実施計画で通常交付金を活用することとしていた事業のうち、重点交付金を活用できる事業について、第2回以降の提出の際に修正しても良いか。**

修正して差し支えない。

**1-17 ★冬頃に予定されている実施計画の提出の際に、重点交付金の対象となる事業を新規に記載することは可能か。**

可能であるが、重点交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の負担軽減を行う趣旨に鑑み、速やかに事業を実施されることが望ましい。

なお、令和5年度実施計画に基づく交付決定にあたっては、国の令和4年度予備費（令和4年度予算を令和5年度に明許繰越しした予算）を財源として行うことになるため、原則として令和6年度への繰越しはできない。地方公共団体において令和6年度に繰り越す場合、事故繰越となるので、事故繰越の要件等を確認の上、繰越しが認められるか地方公共団体において、関係機関との協議が必要と

なることに留意されたい。

通常分交付金 Q&A (第 10 版/令和5年3月29日) における5-4も参照されたい。

**1-18 実施計画記載事業の予算的な裏付けは必要か。**

必ずしも実施計画提出時点で議会における議決等の予算的裏付けを求めるものではなく、実施の見込み(補正予算計上予定)のある事業であれば記載しても差し支えない。

通常分交付金 Q&A (第 10 版/令和5年3月29日) における6-7も参照されたい。

**1-19 ★令和5年度実施計画に記載した重点交付金を財源とする事業について、令和6年度への繰越しは可能か。**

令和5年度実施計画に基づく交付決定にあたっては、国の令和4年度予備費(令和4年度予算を令和5年度に明許繰越しした予算)を財源として行うことになるため、原則として令和6年度への繰越しはできない。地方公共団体において令和6年度に繰り越す場合、事故繰越となるので、事故繰越の要件等を確認の上、繰越しが認められるか地方公共団体において、関係機関との協議が必要となることに留意されたい。

通常分交付金 Q&A (第 10 版/令和5年3月29日) における5-4も参照されたい。

## 2 低所得世帯支援枠について

### 2-1 ★交付限度額の考え方及び留意事項如何。

令和5年3月29日にお知らせした交付限度額（概算分）は、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金における支給世帯数に0.7を乗じて得た値に30,000円及び2,500円（事務費分）を乗じて、交付限度額（概算分）を算定している。

冬頃に通知を予定している交付限度額（追加分）は、実施した事業における支援世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数から、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金における支給世帯数に0.7を乗じて得た世帯数を引いた値に30,000円及び2,500円（事務費分）を乗じて、交付限度額（追加分）を算定する。そのため、交付限度額（追加分）の算定に当たっては、各地方公共団体において支援世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数を各地方公共団体において確認しておく必要があるため、あらかじめご留意の上、地域の実情に応じた事業を計画されたい。

### 2-2 ★支援した世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数の確認方法如何。

例えば、低所得者支援枠を活用する事業については、あらかじめ特定公的給付の指定を受けることで、令和5年度分の住民税非課税世帯を特定し、実際に支援した低所得世帯と照らし合わせることで、確認することが考えられる。なお、特定公的給付の指定については、Q&A 1-11及び2-13を参照されたい。

また、低所得世帯へ支援を行うに当たって申請書を提出させ、当該申請書の中で、住民税の課税などの個人情報職員が確認することの本人同意を得た上で、当該申請者が令和5年度分の住民税非課税世帯に該当するか確認することも考えられる。

各地方公共団における地域の実情に応じて、低所得世帯支援の事業を計画されたい。

### 2-3 ★低所得世帯への支援の方法は現金給付に限られるか。

限らない。地域の実情に応じて、例えば、3万円相当の商品券やマイナポイントその他現物を配布する等の支援方法でも構わない。

また、1世帯当たり単価についても、3万円に限らず、地域の実情に応じて設定することが可能。

**2-4 ★低所得世帯の中でも、各世帯の人数や収入・所得によって給付額に差を設けることは可能か。**

可能。

**2-5 ★地域の実情に応じて、住民税非課税世帯以外の低所得世帯を支援対象とすることは可能か。**

可能。ただし、交付限度額（追加分）の算定に当たっては、支援した低所得世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数を確定させる必要があること及び支援した低所得世帯のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数に30,000円を乗じた額となることに留意されたい。

**2-6 ★支援対象に非課税世帯以外も含めた場合、支援世帯数に30,000円を乗じた額が交付限度額となるのか。**

ならない。最終的な交付限度額の算定は、支援した低所得世帯のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数に30,000円を乗じた額となる。

なお、低所得世帯支援の事業費が通知される交付限度額を超える場合は、重点交付金として令和5年3月29日に通知した交付限度額（7,000億円）等の活用も検討されたい。活用する場合、実施計画に事業を記載するに当たっては、事業の内容に応じて推奨事業メニューの「①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援」など生活支援のメニューから選択されたい。

**2-7 ★令和4年度分の非課税世帯を支援することは可能か。**

可能。ただし、最終的な交付限度額の算定は、支援した低所得世帯のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数に30,000円を乗じた額となる。そのため、支援した令和4年度分の非課税世帯が令和5年度分の非課税世帯にも該当するか確認し、12月頃に予定している調査に回答できるよう準備されたい。

**2-8 ★支援対象に非課税世帯以外も含める場合、どのような世帯を含めることを想定しているのか。**

地域の実情に応じて、各地方公共団体で支援対象に含める低所得世帯を判断されたい。

例えば、住民税非課税世帯のほか所得割のみ非課税となっている世帯や家計急変により住民税非課税世帯に相当すると考えられる世帯等を支援対象に含めることが考えられる。

なお、収入・所得等の状況にかかわらず広く住民を支援対象とするなど、低所得世帯支援との趣旨に合致しない事業は認められない。

**2-9 ★実施計画の事業概要欄には、どのように記載すれば良いか。**

低所得世帯支援枠を活用する事業については、地域の実情に応じた事業に沿って、支援方法、支援対象世帯、単価を明らかにすること。

例えば、実施計画の事業概要①（目的・効果）において支援方法（現金給付、商品券配布等）を記載、事業概要③（積算根拠）において支援対象世帯（令和5年度分の住民税非課税世帯、所得割のみ非課税世帯など）及び各支援対象に対する単価等を記載、事業概要④（事業の対象）において支援対象世帯（令和5年度分の住民税非課税世帯、所得割のみ非課税世帯など）を記載することが考えられる。

**2-10 ★低所得世帯支援を行うに当たり、事務費が配分された交付限度額を超える場合、不足分は手当されるのか。**

事務費が通知された交付限度額を超える場合は、重点交付金として令和5年3月29日に通知した交付限度額（7,000億円）等の活用も検討されたい。活用する場合、実施計画に事業を記載するに当たっては、1つの事業として記載し、事業の内容に応じて推奨事業メニューの「①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援」など生活支援のメニューから選択するとともに、「低所得世帯支援の事務費に充当」欄で「○」を選択されたい。

**2-11 ★追加の交付限度額通知はいつ頃を予定しているか。**

追加の交付限度額は、実施した事業により支援した世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数に応じて、冬頃に通知することを予定している。12月頃に支援世帯数及び支援世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数等を調査するため、地方公共団体におかれては、12月15日までに各世帯数について確認できるよう、地域の実情に応じた事業を計画されたい。

**2-12 ★12月までに事業を完了させておく必要があるのか。**

12月までに支援が完了している必要はないが、実施した事業により支援した世帯数のうち令和5年度分の住民税非課税世帯数に応じて交付限度額（追加分）を算定するため、例えば、支援世帯からの申請等の期限を適切な時期に設定し、支援世帯数・住民税非課税世帯数を確定させておく等、12月15日までに各世帯数について確認できるよう、地域の実情に応じた事業を計画されたい。

**2-13 ★低所得世帯を支援するに当たり、特定公的給付の指定を受けることは可能か。**

特定公的給付の指定については、本Q&A1-11を参照されたい。なお、低所得世帯支援枠を活用して支援する場合、特定公的給付の指定に当たっての申請書類を簡素化しているので、活用されたい。